

# 小型無人機等の飛行を禁止する空港の指定について

- 前国会で成立した「無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律」により、「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律」が改正された(令和2年7月14日施行)。
- 改正により、国土交通大臣が同法の対象空港を指定できることとなり、今般、**対象空港**として、**新千歳空港、成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港、大阪国際空港、福岡空港、那覇空港**を指定する(7月15日告示、22日施行)

## 対象空港の指定

### 「国土交通大臣が指定する空港」周辺で小型無人機等の飛行を禁止

我が国の国民生活及び経済活動の基盤を維持する観点から必要な空港を警察庁長官と協議し告示で指定  
(7月15日告示、22日施行予定)

- ・新千歳空港
- ・東京国際空港
- ・関西国際空港
- ・福岡空港
- ・成田国際空港
- ・中部国際空港
- ・大阪国際空港
- ・那覇空港

### <飛行禁止エリア>

対象施設/敷地・区域の上空  
(レッド・ゾーン)

周囲おおむね300mの上空  
(イエロー・ゾーン)



## 飛行禁止に係る措置

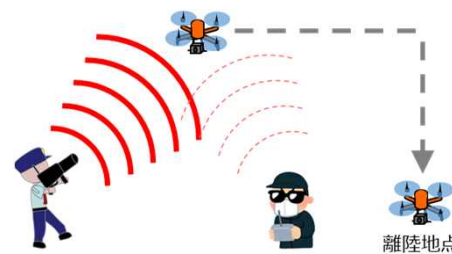
### <飛行禁止の対象>

- ① **小型無人機**…ドローン、ラジコン飛行機 等
- ② **特定航空用機器**…気球、パラグライダー 等

### <違反に対する命令・措置等>

- 警察官等は以下の命令・措置をとることができる
  - ・機器の退去その他の必要な措置をとることの命令
  - ・小型無人機等の飛行の妨害、機器の破損その他の必要な措置
- 空港管理者も、巡視や滑走路の閉鎖等の措置に加え、一定の範囲で命令や飛行の妨害等の措置をとることができる。
- 罰則：1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

飛行の妨害のための措置例（電波妨害）



※飛行禁止の例外  
…**空港管理者又はその同意を得た者**による飛行

(飛行の前に空港管理者や都道府県公安委員会等への通報が必要)